

高知県津波災害警戒区域等の指定基準

令和3年3月

高 知 県

目 次

1	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準.....	1
2	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準.....	2
3	高知県津波災害警戒区域等検討委員会.....	3

－ 参 考 資 料 －

1	指定基準の検討に至った経緯.....	参－1
2	津波防災地域づくりに関する法律.....	参－2
2.1	津波防災地域づくりに関する法律とは.....	参－2
2.2	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の概要.....	参－3
2.3	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の概要.....	参－6
3	津波災害警戒区域（イエローゾーン）.....	参－8
3.1	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準の考え方.....	参－8
3.2	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続き.....	参－14
3.3	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定後の対応.....	参－16
3.4	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の解除（変更）.....	参－22
4	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）.....	参－23
4.1	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準の考え方.....	参－23
4.2	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続き.....	参－30
4.3	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の対応.....	参－32
4.4	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の解除（変更）.....	参－35
5	津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）.....	参－36

1 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、最大クラスの津波による津波浸水想定区域を基本とする。ただし、地域の実情に応じて浸水域に挟まれた区域や浸水域外側の直近の地形地物等までの区域を含めることも可能とする。

【解説】

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準は、津波による人的被害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、最大クラスの津波による津波浸水想定区域（高知県が平成 24 年 12 月に津波防災地域づくり法第 8 条第 1 項の規定に基づき設定）を基本とする。

ただし、地域における防災活動等の実情に応じられるよう、①浸水域に囲まれた狭隘な土地や②浸水域外側の直近の字界、③道路等の地形地物までの地域を区域に含めて指定することを可能とする。

図 1 に津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定イメージを、図 2 に浸水域に囲まれた狭隘な土地の表示イメージを示す。

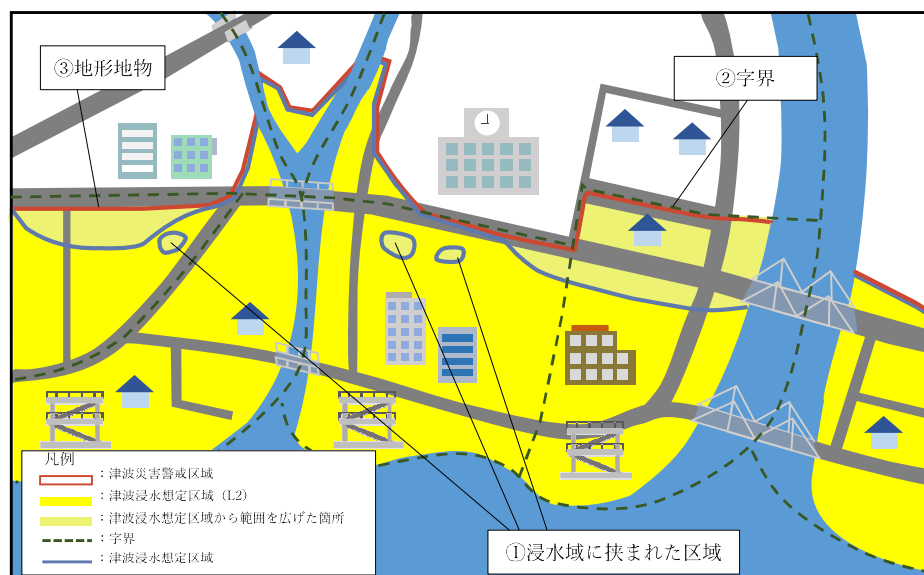


図 1 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定イメージ

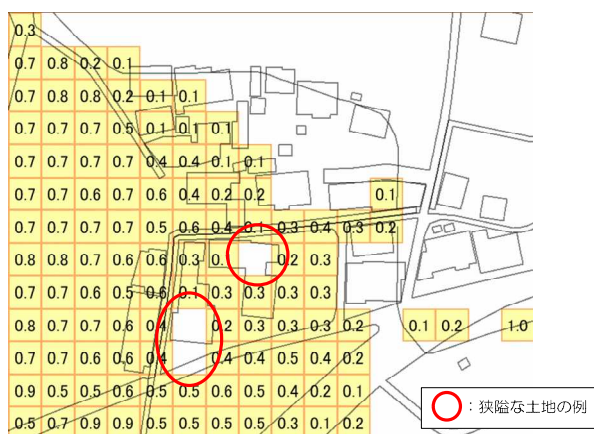


図 2 浸水域に囲まれた狭隘な土地の表示イメージ

2 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、基準水位 2.0 メートル以上となる区域または浸水深 30 センチメートル以上の津波が 30 分以内に襲来する区域を基本とする。

指定にあたっては、津波到達時間や浸水深などの地域の危険性や既存の計画との整合性、堤防等のハード整備による新たな浸水想定の可能性などを踏まえ、特定の区域から指定できるものとする。

【解説】

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準については、基準水位が 2.0 メートルの区域（東日本大震災の被害実績から木造家屋の半数が全壊するとされている浸水深）または、浸水深 30 センチメートル以上の津波（避難行動がとれなくなる水深）が 30 分以内（東日本大震災で 9 割程度の人が避難場所に到達した時間）に襲来する区域とし、これは臨時情報の事前避難対象地域や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定基準と同様である。

また、両者を組み合わせた理由としては、基準水位 2.0 メートル以下であっても倒壊の可能性はゼロではなく、津波の到達時間の早い地域では避難を前提とした利用者の安全確保は不確実性が伴うため、浸水深 30 センチメートル以上の津波が 30 分以内に襲来する地域（＝津波到達時間の早い地域）については、建物に留まることを前提として、指定基準に含めることで安全性を確保することとした。

なお、区域の指定にあたっては、以下により特定の区域から指定できるものとする。

- ①市町村内でも津波到達時間や浸水深等によって津波の危険性が異なること
- ②立地適正化計画や都市計画マスタープラン等の既存の計画との整合性が必要なこと
- ③河川海岸堤防等の地震津波対策の減災効果に伴う新たな浸水想定に対応する必要があること

図 3 に津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定イメージを示す。



図 3 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定イメージ

3 高知県津波災害警戒区域等検討委員会

指定基準は、「高知県津波災害警戒区域等検討委員会」における検討を経て策定した。

「高知県津波災害警戒区域等検討委員会」委員名簿

委員	氏名	所属・役職	分野
委員長	佐藤 慎司	高知工科大学システム工学群教授	海岸工学
委員	坂本 淳	高知大学教育研究部自然科学系 理工学部門講師	都市計画学
委員	渡邊 健二	国土交通省四国地方整備局 河川部地域河川調整官	行政（国）
委員	岡崎 誠也	高知市長	行政（市町村）
委員	楠瀬 耕作	須崎市長	行政（市町村）
委員	池田 洋光	中土佐町長	行政（市町村）
委員	村田 重雄	高知県土木部長	行政（県）
委員	堀田 幸雄	高知県危機管理部長	行政（県）

〈開催経緯〉

第1回：令和2年11月4日（水）：オーテピア高知図書館 4階 ホール

第2回：令和3年2月18日（木）：オーテピア高知図書館 4階 ホール

参 考 资 料

1 指定基準の検討に至った経緯

高知県では、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるの観点から、南海トラフ地震対策行動計画を策定し、津波避難タワーや避難路・避難場所の整備、医療救護体制の確保のほか、津波避難路の現地点検や津波避難計画の策定など、ハード、ソフトの両面から取り組みを推進してきた。

こうしたなか、命を守ることに直結する早期避難の県民意識率は、ここ数年約7割に留まっており、これまでの啓発を継続するとともに区域の指定により、県民の皆様が津波からの避難を考える機会をつくることで、早期避難意識の向上につなげる必要がある。

そのため、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために制定された「津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号。以下「津波防災地域づくり法」という。）」に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域（以下「津波災害警戒区域等」という。）の指定に向けて、市町村及び関係団体等との調整を円滑に進めるため、高知県津波災害警戒区域等の指定基準（以下「指定基準」という。）を策定したものである。

【解説】

国は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、「津波防災地域づくり法」を平成23年12月に制定した。

この法律により、都道府県知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域として「津波災害警戒区域」を、さらに、警戒区域のうち、津波により建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為や建築物の建築等を制限すべき区域として「津波災害特別警戒区域」を指定することができる。

今後、長期的な視点に立ち、県民の皆様が将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるとともに、早期避難意識の向上につながることを期待し、「津波災害警戒区域等の指定」に取り組むため、「高知県津波災害警戒区域等の指定基準」を策定したものである。

2 津波防災地域づくりに関する法律

2.1 津波防災地域づくりに関する法律とは

津波防災地域づくり法は、東日本大震災で発生した甚大な被害を教訓に、これまでの津波防災対策を見直し、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考えで、ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進するために作られた法律である。

【解説】

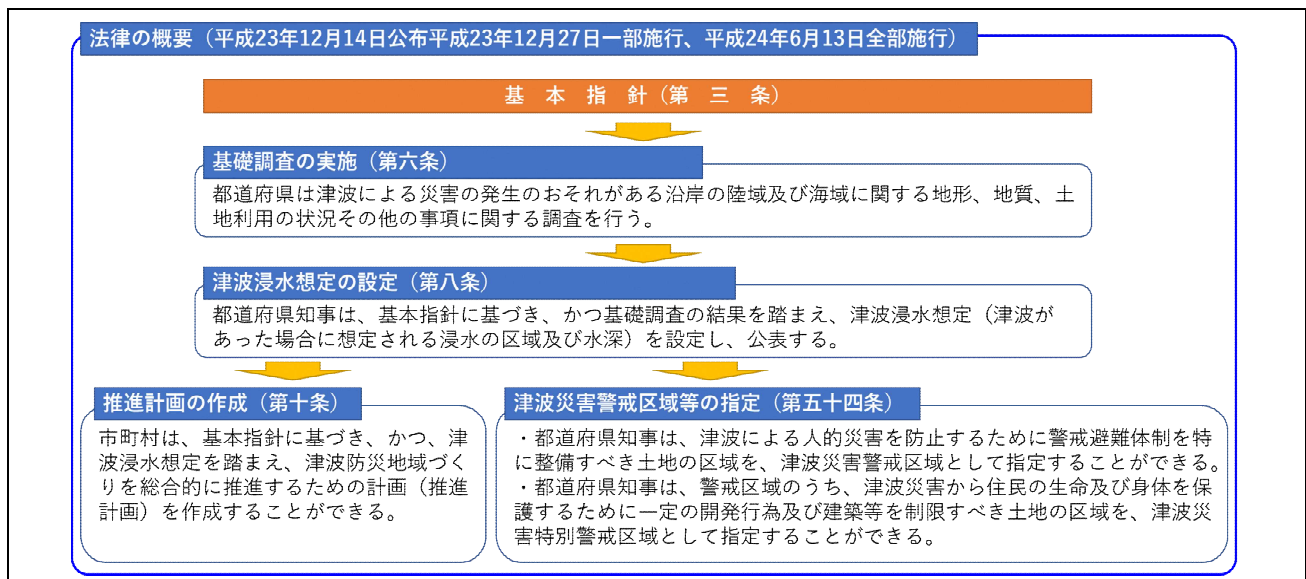
津波防災地域づくり法は、第一章総則に示す目的を達成するために策定された法律である。国が基本指針を示した後、都道府県知事は基本指針に従って津波浸水想定を設定し公表する。更に都道府県知事は設定した津波浸水想定をもとに津波災害警戒区域等を指定することができる。また、市町村は、基本指針および津波浸水想定を踏まえ津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

・津波防災地域づくり法 第一章 総則 第一条

（目的）

第一条 この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

・津波防災地域づくり法の概要



2.2 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の概要

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的被害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域である。

【解説】

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、津波防災地域づくり法第五十三条に基づき都道府県知事が指定することができるものである。津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、該当区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指定するものである。

なお、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の公示は図 2-1 のように区域を着色し、10メートルメッシュ毎に基準水位※¹の数値を表示する。

また、津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定された場合には、市町村は市町村地域防災計画の拡充等、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者（管理者）については、避難確保計画の作成や訓練の実施等、宅地建物取引業者は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）内の物件の取引の際には重要事項としての説明が義務付けられる。（「3.3 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定後の対応」で詳しく記載）

高知市 津波災害警戒区域 区域図（案） (71)

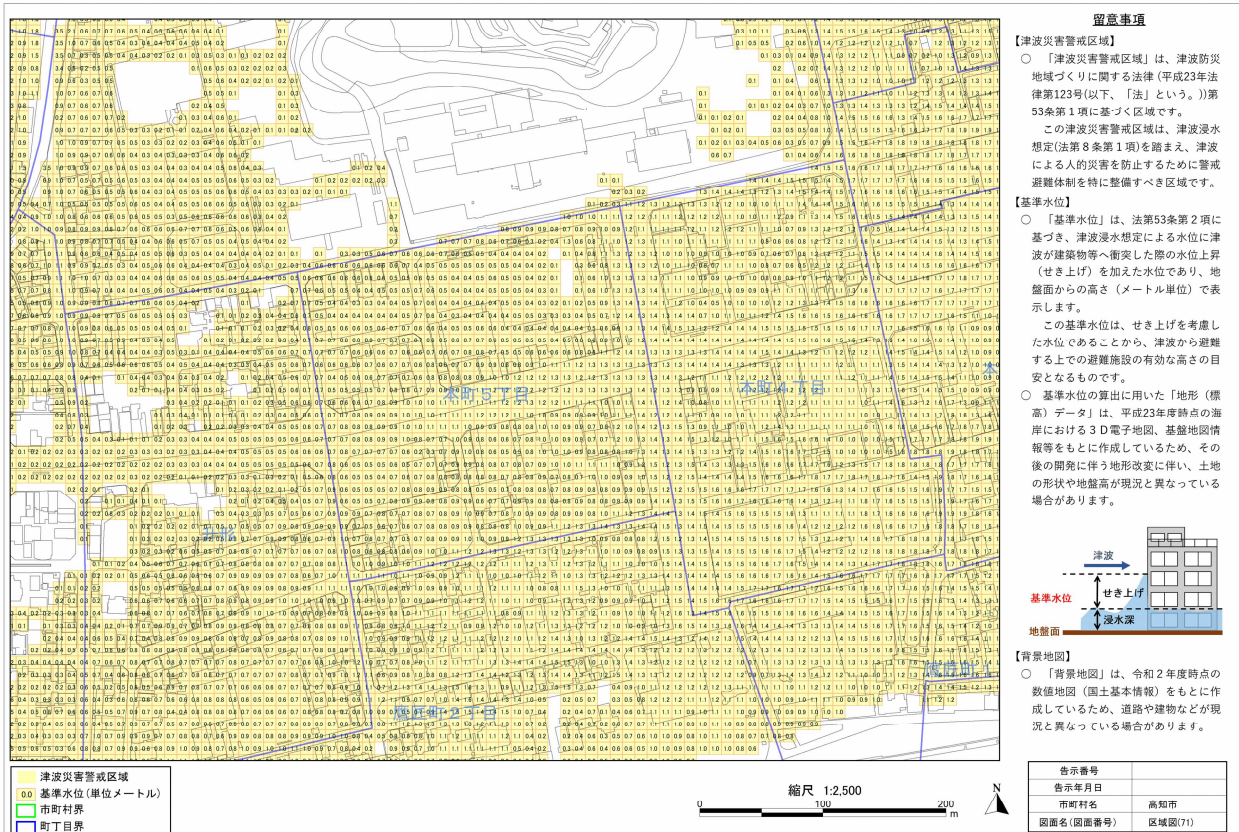


図 2-1 津波災害警戒区域のイメージ図

※1 基準水位

基準水位とは、津波の浸水深に、津波が建物等に衝突した際の水位の上昇（せき上げ）を加えた水位であり、地盤面からの高さ（水深）で示される。

●基準水位を算出する理由

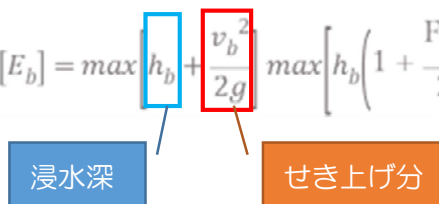
津波浸水想定浸水深に津波が建物等に衝突した際の水位の上昇を考慮することで、津波避難ビルなどにおいて、津波から避難する上で有効な高さの目安となる。

●算出方法

基準水位は、「津波浸水想定の手引き」の方法に基づき以下の式から算出する。具体的には、津波シミュレーションで得られた浸水深と流速から比エネルギーを求め、その最大値として基準水位を求める。

$$h_{fmax} = \max[E_b] = \max \left[h_b + \frac{v_b^2}{2g} \max \left[h_b \left(1 + \frac{F_r^2}{2} \right) \right] \right]$$

ここで



h_{fmax} : 基準水位

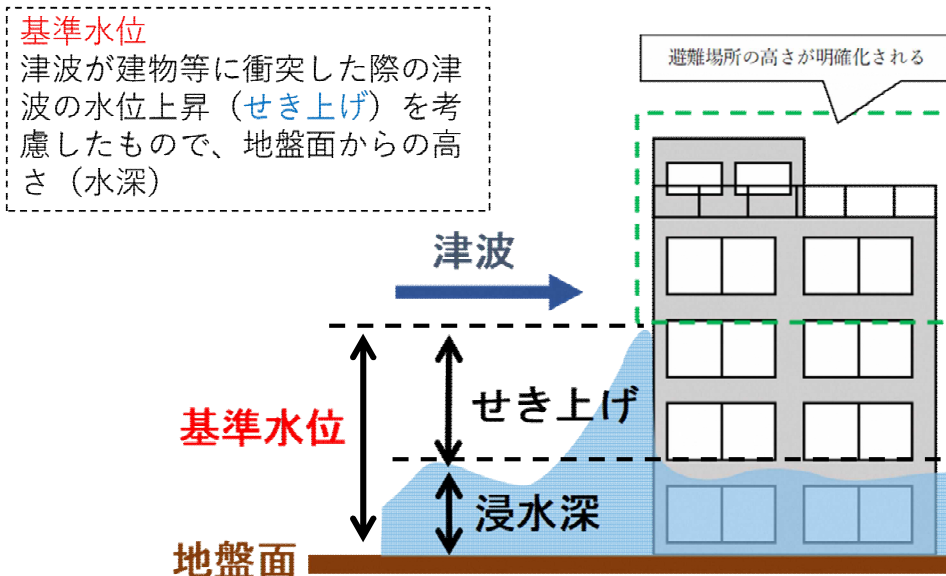
E_b : 比エネルギー

h_b 、 v_b : 津波浸水シミュレーションによる任意地点の浸水深、流速

F_r : フルード数

である。

〈基準水位の算出イメージ〉



なお、基準水位を算出する際に、計算上の特異値を除去するため、フルード数の上限値を 2.5 とした。

(津波災害警戒区域)

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2. 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であって、津波の発生時における避難並びに第七十三条第一項に規定する特定開発行為及び第八十二条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。
3. 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
4. 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、**国土交通省令**で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

〈津波防災地域づくり法施行規則（国土交通省）〉

第二十八条 法第五十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害警戒区域の指定（同条第六項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害警戒区域の指定をする旨
- 二 津波災害警戒区域
- 三 基準水位（法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。）

2 前項第二号の津波災害警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図（都道府県知事の行う津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付）

5. 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、**国土交通省令**で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

〈津波防災地域づくり法施行規則（国土交通省）〉

第二十九条 法第五十三条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害警戒区域位置図及び津波災害警戒区域区域図により行わなければならない。

2 前項の津波災害警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の津波災害警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害警戒区域及び基準水位を表示したものでなければならない。

6. 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

2.3 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の概要

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の居室の高さや構造等を制限し、津波に対して安全なものとするを求める区域である。一定の社会福祉施設、学校、医療施設の建築や開発行為に規制がかかる。

【解説】

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、津波防災地域づくり法第七十二条に基づき都道府県知事が指定することができるものである。津波災害警戒区域内の津波から逃げるのが困難である特に防災上の配慮を要する者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設において、建築並びにそのための開発行為について、津波防災地域づくり法第75条及び第84条第1項に基づいて、津波に対して安全なものとし、津波が来襲した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、用途ごとに定める居室の床面の高さが基準水位以上であることを求めることにより、住民等が津波を「避ける」ことができるよう指定する区域である。（「4.3 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の対応」で詳しく記載）

- ・津波防災地域づくり法 第九章 津波災害特別警戒区域 第七十二条

（津波災害特別警戒区域）

第七十二条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項及び第八十条において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2. 前項の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにしてするものとする。
3. 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

〈津波防災地域づくり法施行規則（国土交通省）〉

第三十三条 法第七十二条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定（同条第十一項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。）をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨
- 二 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域

2 前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

4. 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。
5. 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
6. 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、**国土交通省令**で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。

〈津波防災地域づくり法施行規則（国土交通省）〉

第三十四条 法第七十二条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 津波災害特別警戒区域の指定をする旨

二 津波災害特別警戒区域

2 前項第二号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 平面図

7. 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、**国土交通省令**で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

〈津波防災地域づくり法施行規則（国土交通省）〉

第三十五条 法第七十二条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。

2 前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の津波災害特別警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。

8. 第一項の規定による指定は、第六項の規定による公示によってその効力を生ずる。
9. 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。
10. 都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。
11. 第二項から第九項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は前項の規定による当該指定の解除について準用する。

3 津波災害警戒区域（イエローゾーン）

3.1 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準の考え方

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準（再掲）

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、最大クラスの津波による津波浸水想定区域を基本とする。ただし、地域の実情に応じて浸水域に挟まれた区域や浸水域外側の直近の地形地物等までの区域を含めることも可能とする。

【解説】

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準は、津波による人的被害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、最大クラスの津波による津波浸水想定区域（高知県が平成 24 年 12 月に津波防災地域づくり法第 8 条第 1 項の規定に基づき設定）を基本とする。

ただし、地域における防災活動等の実情に応じられるよう、①浸水域に囲まれた狭隘な土地や②浸水域外側の直近の字界、③道路等の地形地物までの地域を区域に含めて指定することを可能とする。

図 3-1 に津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定イメージを、図 3-2 に浸水域に囲まれた狭隘な土地の表示イメージを示す。

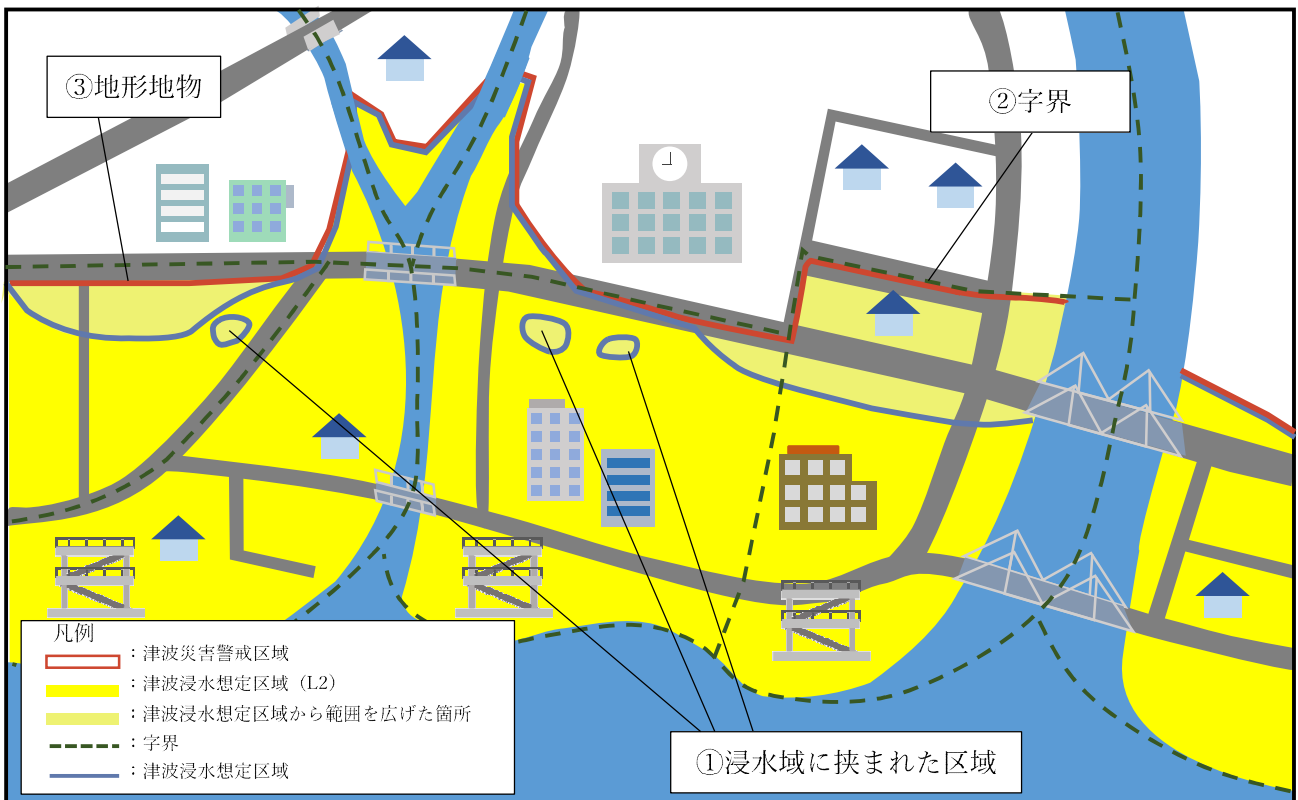


図 3-1 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定イメージ

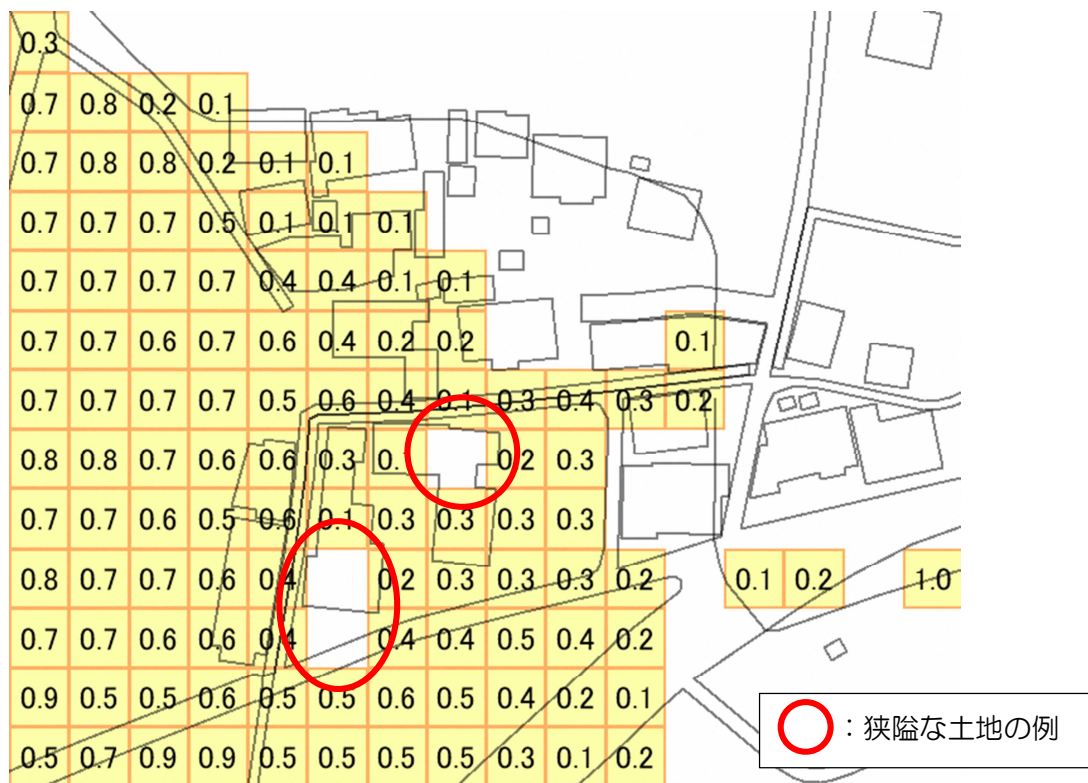


図 3-2 浸水域に囲まれた狭隘な土地の表示イメージ

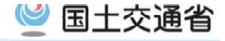
- ・指定基準の検討に当たって根拠とした資料（その1）

区域の検討方法

資料：国土交通省自治体向け説明資料

（国土交通省、平成 24 年 3 月）

津波災害警戒区域

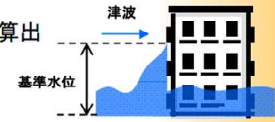


**都道府県知事が「津波災害警戒区域」を指定できる
（イエローゾーン＝警戒避難体制の整備）**

- ◆津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ◆指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、周囲の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域も含めて検討。
- ◆また、指定に当たっては、**基準水位**（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）も併せて公示
- ◆指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

<基準水位>

- 津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出
- 原則として地盤面からの高さで表示
- 津波の発生時における避難並びに特定開発行為及び特定建築行為の制限の基準となる



※詳細は津波防災地域づくりに係る技術検討報告書を参照 (http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/index.html)

(1)市町村地域防災計画の拡充

- ①津波に関する予報又は警報の発令及び伝達 ②避難場所・避難経路
 - ③市町村長が行う津波避難訓練の実施 ④地下街等・防災上の配慮を要する者の利用施設の名称・所在地
- ※水防法により、水防団・消防機関・水防協力団体は、③の訓練への参加を義務づけ

(2)市町村による津波ハザードマップの作成・周知

・市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、①津波に関する情報の伝達方法、②避難場所・避難経路等、住民等の円滑な警戒避難確保に必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知。

・指定基準の検討に当たって根拠とした資料（その2）

避難対象地域の指定について

資料：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書

（消防庁国民保護・防災部防災課、平成25年3月）

2.3 避難対象地域の指定等

2.3.1 避難対象地域の指定

避難対象地域は、2.2の津波浸水想定区域図に示した最大の津波浸水想定区域に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

このため、避難対象地域は住民等の理解を十分に得た上で指定することが非常に重要である。

避難対象地域は、津波浸水想定区域に基づき指定するが、この津波浸水想定区域は、2.2で述べたように、過去の津波被害の記録や津波浸水シミュレーションの結果から設定されるものであり、シミュレーションのやり方にもよるが、推定や予測の上での限界があるため、安全側に立って（広めに）指定する必要がある。

また、避難指示等を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わることが重要である。さらに、避難活動にあたっては、自ら避難すること（自助）はもとより、災害時要援護者の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に大切である。

こうしたことから、避難対象地域を指定するにあたっては、自主防災組織や町内会等の単位あるいは地形的に一体的な区域に基づき指定するものである。

なお、津波防災地域づくり法第53条第1項に基づく津波災害警戒区域の指定がなされている場合は、区域の整合に留意する必要がある。

・指定基準の検討に当たって根拠とした資料（その3）

避難対象地域の設定について

資料：津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）

（国土交通省、平成25年6月）

3-2 避難対象地域の設定

○津波浸水想定や津波災害警戒区域をもとに、避難対象地域を設定する。

○避難対象地域の設定にあたっては、町内会や町丁の境界等を考慮しつつ、安全を見て浸水が想定される区域よりも広めに設定することが望ましい。

○避難対象地域内の浸水深に関する情報を整理する。

都道府県知事が設定した津波浸水想定（浸水が想定される区域および浸水深）や津波災害警戒区域（基準水位：津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）をもとに、津波避難対策を検討すべき対象地域を設定する。津波避難は町内会などの自治会単位で検討が進められている場合が多いことから、対象区域を設定する際には町内会や町丁の境界等を考慮して設定する。

地域毎の基準水位の情報は、建物の高さの情報と照らし合わせることで、一時避難可能な階数の把握等に活用することになるため、避難対象地域の設定とあわせて整理しておく。

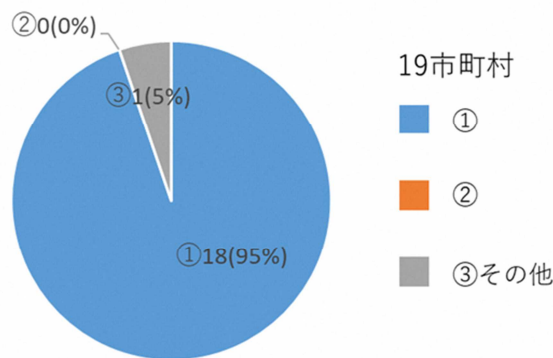
・市町村意向調査結果

〈指定区域の考え方〉

※令和2年12月に沿岸19市町村を対象に実施

	①	②
指定区域（案）	浸水深が1cm以上の区域 （=浸水想定区域）	浸水深が30cm以上の区域
根拠	浸水想定区域と同様である。	避難行動が困難となり、津波による死者が発生する。
特徴	浸水想定区域として広く県民に周知されている。	・これまでの浸水想定区域と範囲が異なることから、住民が混乱する。 ・浸水深30cm以下の地域が安全であると誤認されることのないよう、住民へ丁寧な説明が必要となる。
他道府県の事例	17道府県（指定済み全て）	事例無し
市町村意向調査の結果	18市町村	0市町村

《市町村意向調査結果》

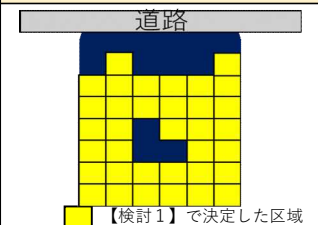
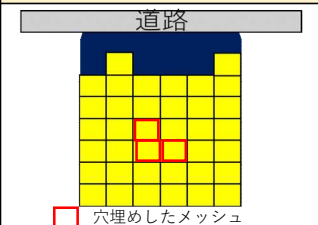
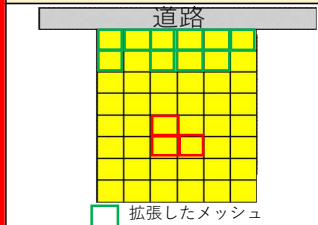


～主な意見～

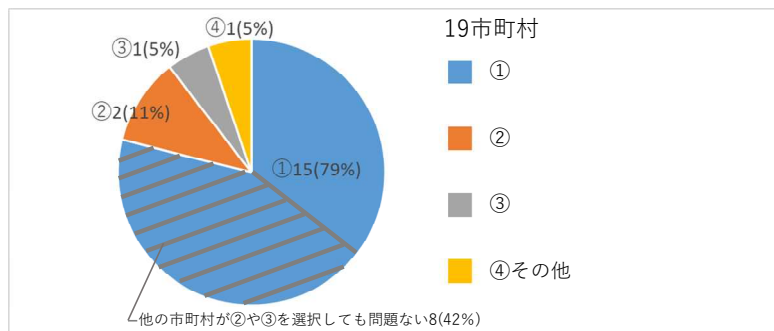
- ① ・津波浸水想定区域として市民が認識しているため、混乱を招かないように同じ区域にすべき。
 - ・浸水深 30 センチメートル以上に設定すると、30 センチメートル以下は安全と誤認されやすい。
 - ・命を守る観点から津波からの影響がある地域の一番広い範囲とするべき。
- ③ ・指定区域については未回答（1市町村）

〈境界の考え方〉

※令和2年12月に沿岸19市町村を対象に実施

境界（案）		①	②	③
		浸水想定区域と同じ	基本は①だが、市町村から要望があれば、内部の浸水しない狭隘な土地を含める	②に加え、市町村から要望があれば、浸水域外側の直近の字界や地形地物まで広げる
イメージ図		 【検討1】で決定した区域	 穴埋めしたメッシュ	 拡張したメッシュ
メリット		・住民へ既に周知されており、理解されやすい	・浸水域に囲まれた土地も含まれるため、安全側の区域指定となる	・地域の実情に応じた区域指定が可能となる ・現地での境界が明確となる
デメリット		・安全側で対応したい地域の実情に対応できない	・これまで浸水域外とされていた地域が警戒区域となるため、住民へ誤解を与える	・これまで浸水域外とされていた地域が警戒区域となるため、住民へ誤解を与える
他道府県の事例	基準	11 府県	事例無し	6 道県
	指定	14 道府県	事例無し	3 県
市町村意向調査の結果		15 市町村（7 市町村）	2 市町村	1 市町村（9 市町村）

《市町村意向調査結果》



～主な意見～

- ①・根拠が明確であり、浸水想定区域＝警戒区域とすると住民にとってわかりやすいため。
- ・②、③とした場合は、浸水しない地域でありながら法の規定が適用となるため。
- ・浸水地域に囲まれた中でも避難所があり、②、③とするとその扱いに矛盾が出てしまうため。
- ・市町村の要望によって変更ができるような基準を設けるべきではない。

※15市町村の回答のうち、8市町村は他の市町村が②や③を選択しても問題ないとの考え

- ②・それぞれの市町村の実情に合わせた境界設定ができるため。（2市町村）
- ③・柔軟な対応がとれるため。（1市町村）
- ④・境界については未回答（1市町村）

3.2 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続き

県は、指定基準に基づき、津波災害警戒区域図の素案を作成し、市町村の承認を得たうえで、公示に向けた手続きを行う。

【指定の手続き】

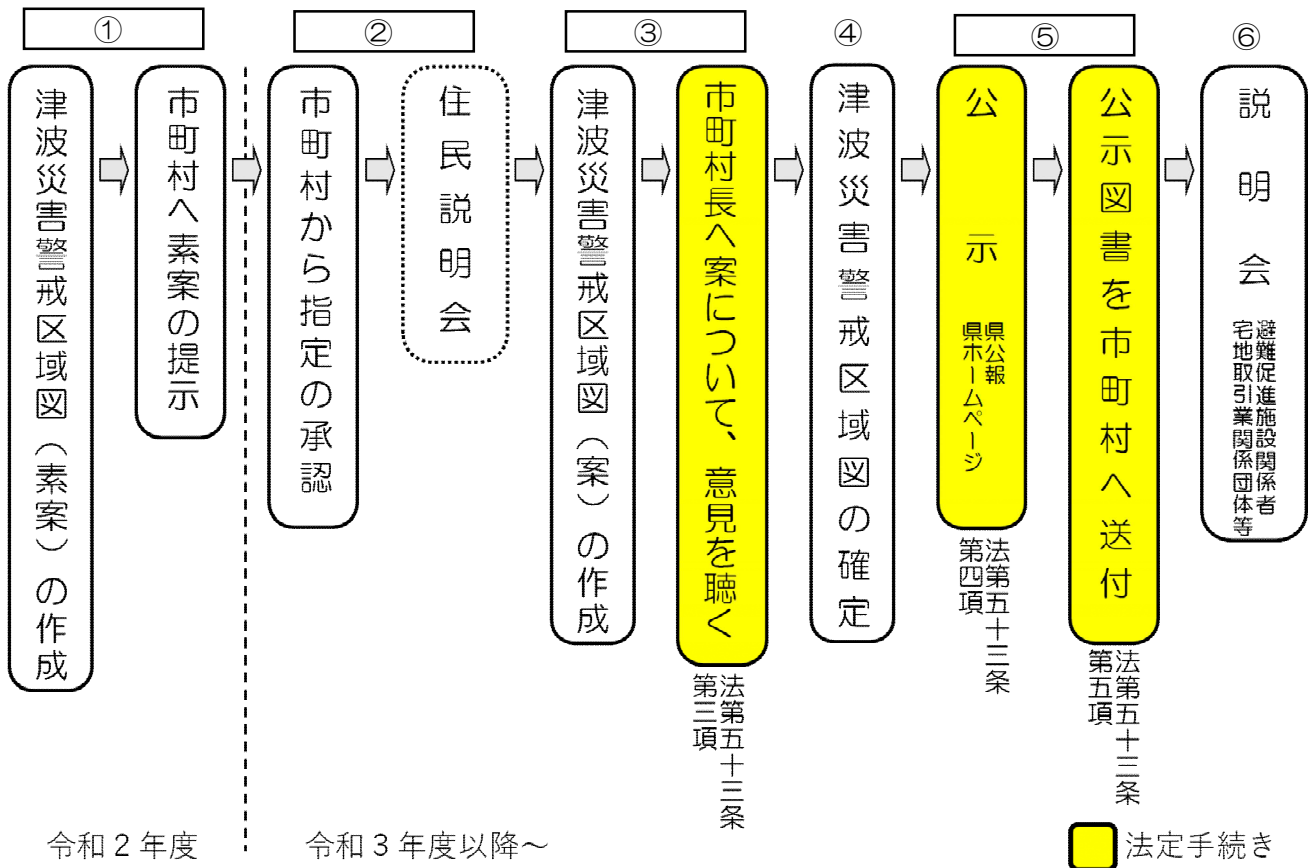


図 3-3 津波災害警戒区域指定の手続き

① 区域図の素案の作成・提示

指定基準に基づき、津波災害警戒区域図（素案）を作成し、沿岸市町村へ提示する。なお、素案時点の区域は津波浸水想定区域とする。

② 市町村の意向確認及び住民説明会

市町村は指定基準や津波災害警戒区域図（素案）等を基に庁内関係課等との調整を行い、指定の承認の判断を行う。市町村は指定基準に基づき、浸水域に囲まれた狭隘な土地や浸水域の外側の字界や道路等まで区域に含めるか、境界の取扱いについて地域の状況に応じた検討を行う。

県は、市町村が検討した区域を基に、区域指定の趣旨や範囲等について、市町村からの要望に応じ住民説明会を実施する。

③ 区域図（案）の作成・市町村長へ意見を聴く

市町村の意向及び住民の意見を考慮し、津波災害警戒区域図（素案）を修正し、津波災害警戒区

域図（案）を作成する。その案について市町村長の意見を聴く。

④ 区域図の確定

市町村長の意見を基に必要な応じて、津波災害警戒区域図（案）を修正し、津波災害警戒区域図を確定する。

⑤ 指定の公示

確定した津波災害警戒区域図を基に、津波災害警戒区域の指定をする旨及び津波災害警戒区域図並びに基準水位について県の公報やホームページへ掲載することにより公示する。また、公示後は公示図書を市町村へ送付する。

⑥ 関係機関等への周知

避難促進施設関係者及び宅地取引業関係団体等へは、説明会等により指定及び指定後の対応についての周知を図る。

3.3 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定後の対応

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定があった場合には、市町村は市町村地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成・周知、避難施設の指定、管理協定の締結の対応が必要となる。また、避難促進施設の所有者（管理者）については、避難確保計画の作成や津波避難訓練の実施が必要となる。なお、宅地建物取引業者は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）内の物件の取引の際には重要事項として説明が義務付けられる。

【指定後の対応】

各機関の指定後の対応を表 3-1 に示す。

表 3-1 津波災害警戒区域指定後の対応

機関	対応
市町村	<p>① 市町村地域防災計画の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波に関する予報又は警報の発令及び伝達 ・避難場所、避難経路の位置づけ ・市町村長が行う津波避難訓練の実施 ・地下街等・防災上の配慮を要する者の利用施設の名称・所在地（避難促進施設 ※） <p>② 市町村による津波ハザードマップの作成・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等、住民等の円滑な警戒避難確保に必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知 <p>③ 避難施設の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難施設及び管理協定施設の避難施設として指定 <ul style="list-style-type: none"> 指定避難施設：市町村長が施設管理者の同意を得て避難施設に指定 管理協定施設：市町村と施設所有者等が管理協定を締結し、市町村が自ら当該施設の避難の用に供する部分を管理 <p>（指定基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他場所を配置
避難促進施設 所有者、管理者	<p>④ 避難促進施設に係る避難確保計画作成・訓練実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難促進施設の所有者・管理者は、避難訓練等、施設利用者のため避難確保計画を作成 ・避難促進施設における避難訓練の実施、市町村への結果報告
宅地建物 取引業者	<p>⑤ 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建設取引の際、当該区域内であることを重要事項として説明

※避難促進施設とは、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設（表 3-2のとおり）

【①市町村地域防災計画の拡充】

・津波防災地域づくり法 第八章 津波災害警戒区域 第五十四条

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第五十四条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。以下同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練（第七十条において「津波避難訓練」という。）の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第七十一条第一項第一号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、同項第一号に掲げる事項のうち人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

【②市町村による津波ハザードマップの作成・周知】

・津波防災地域づくり法 第八章 津波災害警戒区域 第五十五条

（住民等に対する周知のための措置）

第五十五条 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【③避難施設の指定】

(1) 指定避難施設

・津波防災地域づくり法 第八章 津波災害警戒区域 第五十六条

(指定避難施設の指定)

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - 二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
 - 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、前項の規定により指定避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
- 3 建築主事を置かない市町村の市町村長は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 管理協定施設

・津波防災地域づくり法 第八章 津波災害警戒区域 第六十条、第六十一条

(管理協定の締結等)

第六十条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分をいう。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

- 2 前項の規定による管理協定については、施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第六十一条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であって、第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する見込みのもの（当該市町村が管理することとなる施設を除く。）について、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等となろうとする者（当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とす

る権利を有する者を含む。次項及び第六十八条において「予定施設所有者等」という。)との間に
 おいて、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定施設所有者等の全員の合意がなければならない。

【④避難促進施設に係る避難確保計画作成・訓練実施】

(1) 避難促進施設

避難促進施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、市町村地域防災計画等にその名称及び所在地が定められた施設である。表 3-2 に該当施設を示す。

表 3-2 避難促進施設【参考】(法第七十一条)

地下街	地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
社会福祉施設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）
医療施設	病院、診療所、助産所

(2) 避難確保計画

・津波防災地域づくり法 第八章 津波災害警戒区域 第七十一条

(避難確保計画の作成等)

第七十一条 次に掲げる施設であって、第五十四条第一項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この条において「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

一 地下街等

二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

- 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 3 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 4 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第二項の避難訓練に参加しなければならない。
- 5 避難促進施設の所有者又は管理者は、第二項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

(3) 避難訓練

避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより、避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。また、避難促進施設の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、避難訓練に参加しなければならない。

【⑤宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象】

宅地・建物の取引にあたり、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することを義務付ける。

・宅地建物取引業法 施行規則 第十六条

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一～二（略）

一 当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨。

四～十三（略）

3.4 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の解除（変更）

県は、以下の事由等により津波浸水想定の見直しを実施した場合には、津波災害警戒区域の見直しについて判断し、指定基準を満たさなくなった区域を解除するとともに、指定基準を満たす区域を変更することとする。

- ① 地震等の影響により地形的条件が変化した場合
- ② 新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され減災効果が見込まれる場合
- ③ 津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合

【見直しについて】

基本指針では、津波災害警戒区域の指定後の対応について、「地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、警戒区域の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい。」と示されている。

【指定解除（変更）の手続き】

津波災害警戒区域の指定解除（変更）の手続きは、津波災害警戒区域指定の手続き「図 3-3」に準じる。なお、津波災害警戒区域の指定解除（変更）にあたっては、指定解除（変更）の手続き前に、市町村と指定解除（変更）に係る調整を行った上で手続きを行う。

4 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）

4.1 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準の考え方

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、基準水位 2.0 メートル以上となる区域または浸水深 30 センチメートル以上の津波が 30 分以内に襲来する区域を基本とする。

指定にあたっては、津波到達時間や浸水深などの地域の危険性や既存の計画との整合性、堤防等のハード整備による新たな浸水想定必要性などを踏まえ、特定の区域から指定できるものとする。

【解説】

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準については、基準水位が 2.0 メートルの区域（東日本大震災の被害実績から木造家屋の半数が全壊するとされている浸水深）または、浸水深 30 センチメートル以上の津波（避難行動がとれなくなる水深）が 30 分以内（東日本大震災で 9 割程度の人々が避難場所に到達した時間）に襲来する区域とし、これは臨時情報の事前避難対象地域や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定基準と同様である。

また、両者を組み合わせた理由としては、基準水位 2.0 メートル以下であっても倒壊の可能性はゼロでは無く、津波の到達時間の早い地域では避難を前提とした利用者の安全確保は不確実性が伴うため、浸水深 30 センチメートル以上の津波が 30 分以内に襲来する地域（＝津波到達時間の早い地域）については、建物に留まることを前提として、指定基準に含めることで安全性を確保することとした。

なお、区域の指定にあたっては、以下により特定の区域から指定できるものとする。

- ①市町村内でも津波到達時間や浸水深等によって津波の危険性が異なること
- ②立地適正化計画や都市計画マスタープラン等の既存の計画との整合性が必要なこと
- ③河川海岸堤防等の地震津波対策の減災効果に伴う新たな浸水想定に対応する必要があること

図 4-1 に津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定イメージを示す。



図 4-1 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定イメージ

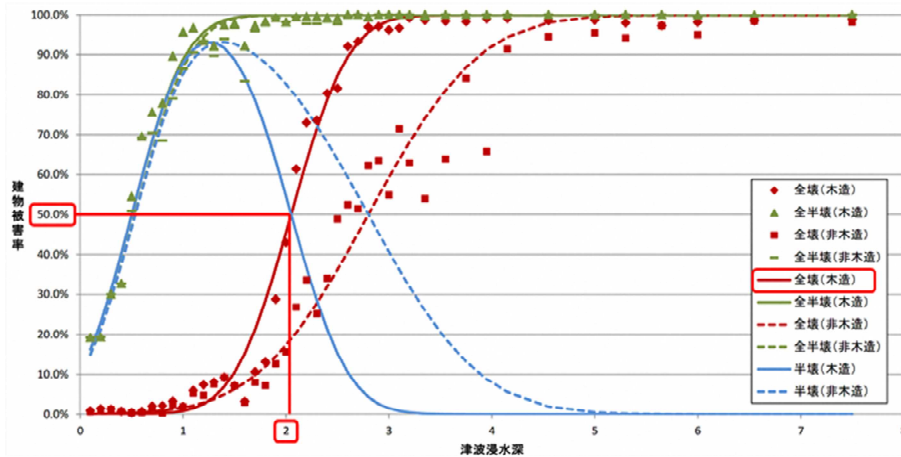
・指定基準の検討に当たって根拠とした資料（その1）

木造建物の全壊被害が発生する浸水深

資料：南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要

（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（内閣府）、平成24年8月）

・全壊（木造）の建物被害率を見ると、浸水深2.0メートルを超えると全壊となる割合が大幅に増加する。



・指定基準の検討に当たって根拠とした資料（その2）

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

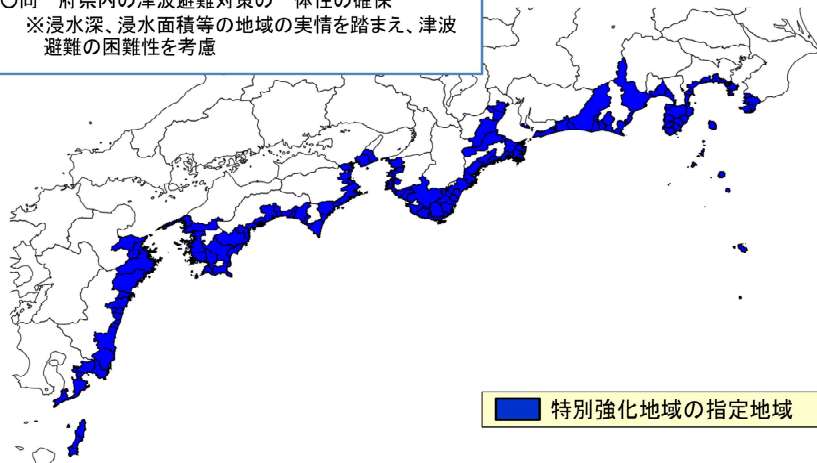
資料：「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定基準について

（中央防災会議、令和元年5月）

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



・指定基準の検討に当たって根拠とした資料（その3）

浸水深 30 センチメートル

資料：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二回報告）津波断層モデル（平成 24 年 8 月）

（2）陸域における津波被害と浸水深との関係

海岸における津波高よりも標高の低い全ての地域が浸水すると誤解している方も少なくない。海岸の津波高は、港湾等の岸壁、堤防等の形状や砂浜海岸、海食崖等の地形条件により高さが異なる。また、陸域に津波が浸水すると、陸域の地形等の形状や津波の周期等によっても異なるが、一般的には津波は減衰し、浸水深は内陸に入るとつれて小さくなる。

陸域における津波の被害は、この浸水深の深さにより被害の程度は大きく異なる。避難や防災対策を検討する上では、海岸の津波高ではなく、津波の浸水域及び浸水深を用いて検討する必要がある。

浸水した面積等の分類整理にあたり、目安とした浸水深の深さは、次の通り。

- 0.3m以上：避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
- 1m以上：津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
- 2m以上：木造家屋の半数が全壊する（注；3m以上でほとんどが全壊する）
- 5m以上：2階建ての建物（或いは2階部分までが）が水没する
- 10m以上：3階建ての建物（或いは3階部分までが）が完全に水没する

・指定基準の検討に当たって根拠とした資料（その4）

津波到達 30 分

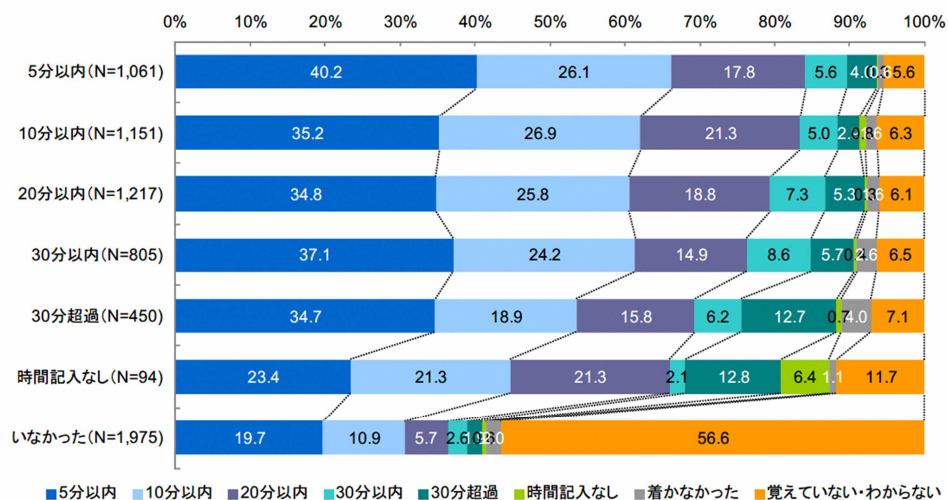
東日本大震災時に発災直後（5分以内）に避難を開始し、30分以内に避難場所に到達した人の割合は9割程度であった。

資料：東日本大震災時の地震・津波避難に関する住民アンケート調査（クロス集計結果）

揺れが収まってから避難を開始するまでの時間×避難場所までの所要時間

■ 問20-1-5 最初に津波避難し始めたのは、地震の揺れが収まってから何分程度後でしたか。(〇は1つ)

問20-1-6 津波避難を始めてから最初の避難場所に着くのに何分程度かかりましたか。(〇は1つ、選択肢1を選んだ場合は数字でお答えください)



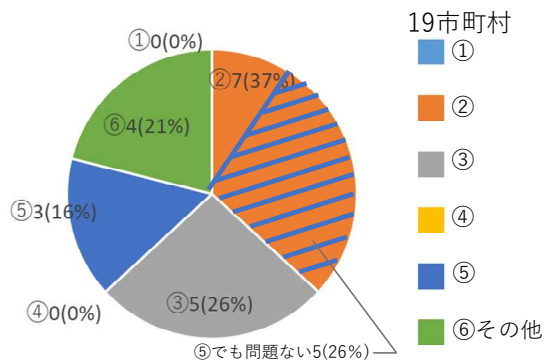
・市町村意向調査結果

〈指定区域の考え方〉

※令和2年12月に沿岸19市町村を対象に実施

指定区域(案)		①	②	③	④	⑤ (②+③)
根拠		基準水位が0.5m以上の区域 ・1階床高が浸水しない高さ	基準水位が2.0m以上の区域 ・木造家屋の半数が全壊するとされる高さ 東日本大震災の被災地で災害危険区域の指定基準の事例がある	浸水深30cm以上の津波が30分以内に襲来する区域 ・臨時情報の事前避難対象地域の検討基準 ・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定基準 30cmは避難行動がとれなくなる浸水深、30分は東日本大震災で9割程度の人が避難場所に到達した時間	準備時間10分、歩行速度0.42m/s※1で避難が困難な区域 ・夜間時の要配慮者の避難の可否 避難場所を考慮した区域	基準水位が2.0m以上の区域または浸水深30cm以上の津波が30分以内に襲来する区域 ・東日本大震災の被害実績から木造家屋の半数が全壊する基準水位2.0m以上の区域 または、臨時情報の事前避難対象地域や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定基準である浸水深30cm以上の津波が30分以内に襲来する区域
影響	面積	浸水区域の9.6%	浸水区域の7.8%	浸水区域の3.4%	浸水区域の4.4%	浸水区域の7.9%
他の事例	基準	事例無し	静岡県、山形県	事例無し	事例無し	事例無し
	指定	事例無し	静岡県(伊豆市)	事例無し	事例無し	事例無し
メリット		・今後、津波浸水区域の全ての対象施設で居室等の安全性が確保できる	・浸水深と建物被害の関係が検証されており、基準が明確である	・臨時情報の事前避難対象地域や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域と同様の考え方であり、基準が明確である	・水平避難が可能な区域を考慮した指定となるため、対象範囲を限定できる ・津波避難施設の整備効果を反映することができる	・木造平屋建などは、2.0m未満でも危険性があるため、避難が困難となる浸水深30cm以上の津波が30分以内に襲来する区域を含めることで、②よりも安全性が高まる。
デメリット		・規制対象区域が広範囲となり、病院や福祉施設等への立地や構造の規制の影響が大きい	・2.0m未満でも危険性のある平屋建ての施設に規制がかからないため安全確保の検討が必要となる ・規制対象区域が広範囲となり、病院や福祉施設等への立地や構造の規制の影響が大きい	・浸水深が大きい地域内の施設が規制の対象外となり安全確保の検討が必要となる	・津波避難施設の新設や廃止などに伴いその都度区域が変更されるため、住民等の混乱を招く	・②または③の区域となるため、基準の明確性が曖昧となる ・規制対象区域が広範囲となるため、病院や福祉施設等の立地や構造上の規制など、影響が大きい
市町村意向調査の結果		0市町村	7市町村(2市町村)	5市町村	0市町村	3市町村(8市町村)

《市町村意向調査結果》



～主な意見～

- ②・根拠が明確であり、周知する場合にも説明しやすいと考える。
- ・建物への規制をかける区域であるため、木造家屋の半数が全壊されるとされる水位が妥当と考える。
- (7市町村)
- ※7市町村の回答のうち、5市町村が⑤でも問題ないとの考え
- ③・臨時情報の事前避難対象地域と同様の基準であり基準が明確である。
- ・影響の範囲が一番小さい案であり、市の現状に最も適するものと判断する。
- (5市町村)
- ⑤・東日本大震災の2つの被害実績を踏まえた説得力のある考え方であるため。
- ・家屋が倒壊するとされる基準水位 2.0メートルの区域の他、浸水深 30 cm以上の津波が 30 分以内に襲来する区域についても、警戒を意識することが求められるため。
- (3市町村)
- ⑥・“L1 津波浸水区域” (1市町村)
- 発生頻度が高い津波でも浸水するエリアであるため危険性が非常に高く、L1 津波で対策を講じている取り組みもあるため、考え方の整理ができ分かりやすい。
- ・指定区域については未回答 (3市町村)

指定単位（案）	①	②
	市町村単位で指定	市町村内の特定地域※から優先的に指定
メリット	市町村内で統一した対応がとれる	地域の実情を反映した指定が可能となる
デメリット	当該市町村全域に影響が及ぶため、地元調整など、住民等の理解を得るのに時間を要する	市町村内で指定している地域と指定していない地域に分かれるため、丁寧な説明が必要となる
他道府県の事例	静岡県伊豆市	事例無し
市町村意向調査の結果	8市町村 (2市町村)	6市町村 (12市町村)

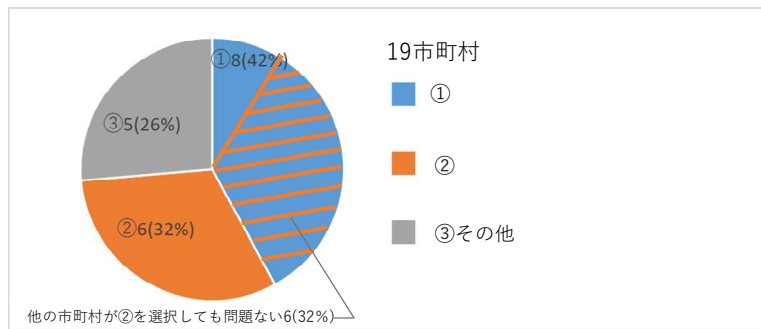
※特定地域

（例1）津波地域づくりの考え方が異なるため、旧市町村単位とする

（例2）津波浸水域が連続しておらず、浸水深等の危険度に差がある

（例3）沿岸部と内陸部で津波到達時間が大きく異なり、危険度に差がある

《市町村意向調査結果》



～主な意見～

①・公平性の観点から市内全域での一括指定が妥当と考える。

- ・市内で統一した対応がとれる。
 - ・特定地域の基準が明確でないため。
- （8市町村）

※8市町村の回答のうち、6市町村は他の市町村が②を選択しても問題ないとの考え

②・地域の実情に応じた指定が必要なため。

- ・指定による影響が大きく、地域住民や事業者への合意形成に時間を要することが想定され、市単位で指定することは困難と考えられる。
- （6市町村）

③・県の責任において県下一斉に指定すべき（2市町村 ※その他の設問で1市町村同回答有り）

- ・指定単位については未回答（3市町村）

4.2 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続き

県は、指定基準に基づき、津波災害特別警戒区域図の素案を作成する。市町村から指定の要請があった場合には、公告・縦覧を経て、公示に向けた手続きを行う。

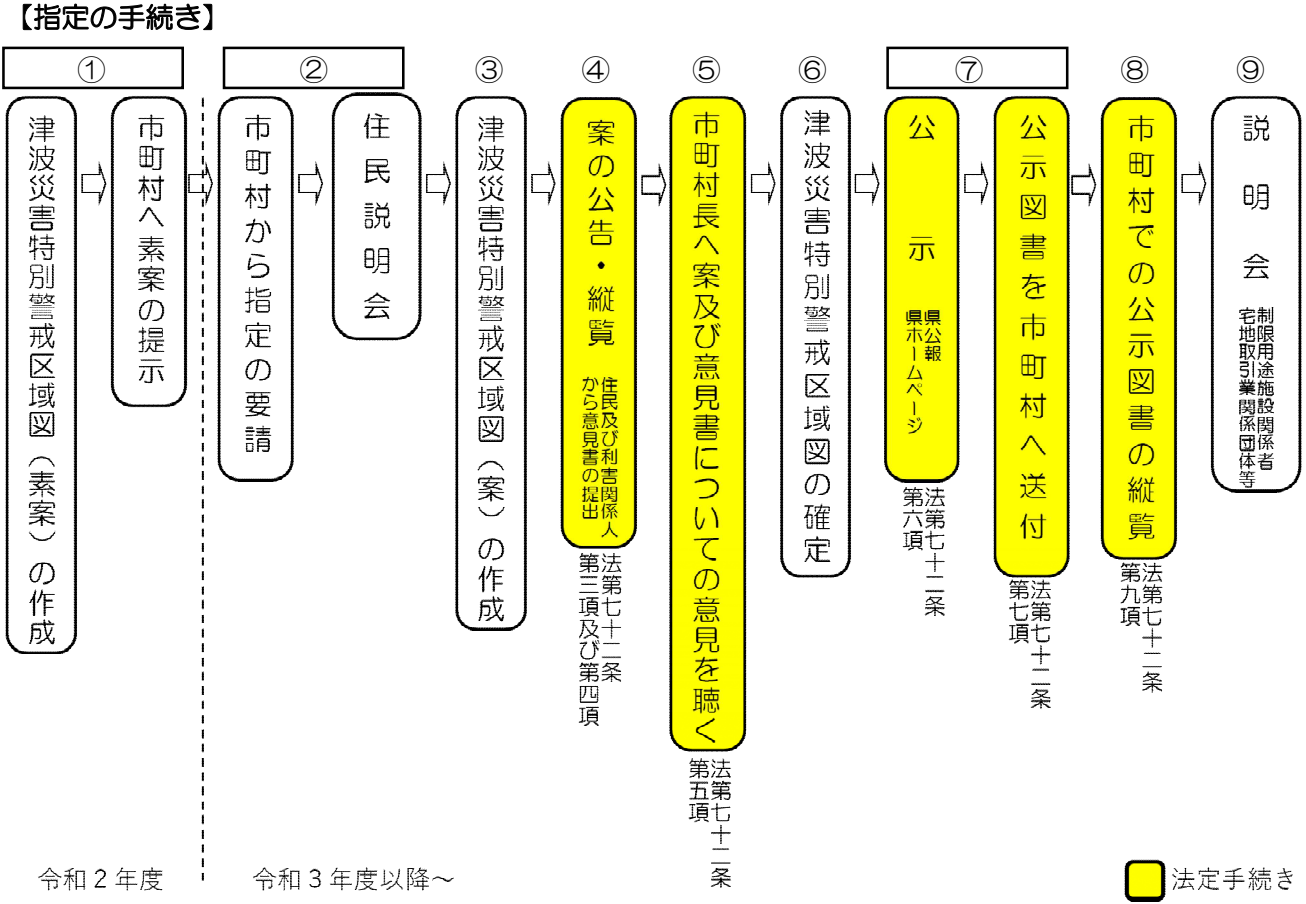


図 4-2 津波災害特別警戒区域指定の手続き

① 区域図の素案の作成・提示

指定基準に基づき、津波災害特別警戒区域図（素案）を作成する。なお、素案時点では特定地域では無く市町村内の対象区域全体とする。

② 市町村の意向確認及び住民説明会

市町村は指定基準や津波災害特別警戒区域図（素案）等を基に庁内関係課等との調整を行い、指定の判断を行う。なお、都市計画区域マスタープランや立地適正化計画等の関係する計画との整合性をとる必要があるため慎重に検討する必要がある。

また、市町村は指定基準に基づき、特定地域から指定する場合には、特定地域の妥当性を住民等に説明できるよう考え方を整理し事前に県と調整を行う。

県は、市町村が検討した区域を基に、区域指定の趣旨や範囲等について、市町村の要望に応じ住民説明会を実施する。

③ 区域図（案）の作成

市町村の特定地域の考え方や境界の取扱い及び住民の意見を考慮し、津波災害特別警戒区域図（素案）を修正し、津波災害特別警戒区域図（案）を作成する。

④ 案の公告・縦覧

津波災害特別警戒区域（案）を基に、津波災害特別警戒区域の指定をする旨及び津波災害特別警戒区域図について県の公報やホームページへ掲載することにより公告し、2週間縦覧する。

公告があったときには、住民及び利害関係者は、指定の案について、県知事に意見書を提出することができる。提出された意見書については、意見の内容を十分に考慮し、必要に応じて公表した案を修正するなど、適切に対応する。

⑤ 市町村長へ意見を聴く

津波災害特別警戒区域図（案）及び意見書について市町村長へ提示し、意見を聴く。

⑥ 区域図の確定

市町村長の意見を基に必要に応じて、津波災害特別警戒区域図（案）を修正し、津波災害特別警戒区域図を確定する。

⑦ 指定の公示

確定した津波災害特別警戒区域図を基に、津波災害特別警戒区域の指定をする旨及び津波災害特別警戒区域図並びに基準水位について県の公報やホームページへ掲載することにより公示する。また、公示後は公示図書を市町村へ送付する。

⑧ 公示図書の縦覧

市町村は、送付された公示図書を適切な方法により縦覧する。

⑨ 関係機関等への周知

制限用途施設関係者及び宅地取引業関係団体等へは、説明会等により指定及び指定後の対応についての周知を図る。

4.3 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の対応

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定があった場合には、一定の社会福祉施設、学校、医療施設（制限用途）の特定開発行為及び特定建築行為に制限がかかり、その行為をしようとするものは、あらかじめ、県知事の許可を受けなければならない。

【制限用途施設】

制限用途とは、社会福祉施設、学校、医療施設等を主として、防災上の配慮を要する者が利用する施設から小学生以上の学校や通所のみ診療所等を除いた施設である。表 4-1 に該当施設を示す。

表 4-1 制限用途【参考】（法第七十三条）

社会福祉施設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康センター（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）、その他これらに類する施設
学校	幼稚園及び特別支援学校
医療施設	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）

【①特定開発行為の制限】

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）内において、一定の社会福祉施設、学校、医療施設等（制限用途）の建築物の建築のため、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為（特定開発行為）をしようとする者は、あらかじめ県知事の許可を受けなければならない。

(特定開発行為の制限)

第七十三条 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（第三項及び第九十四条において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第三項において「中核市」という。）の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。
 - 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものとして特別警戒区域内の区域であって市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用途
- 3 市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、前項第二号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 4 第一項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
 - 一 特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）が特別警戒区域の内外にわたる場合における、特別警戒区域外においてのみ第一項の制限用途の建築物の建築がされる予定の特定開発行為
 - 二 開発区域が第二項第二号の条例で定める区域の内外にわたる場合における、当該区域外においてのみ第一項の制限用途（同号の条例で定める用途に限る。）の建築物の建築がされる予定の特定開発行為
 - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

(許可の基準)

第七十五条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可の申請があったときは、特定開発行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の津波が発生した場合における開発区域内の土地の安全上必要な措置を国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであり、かつ、その申請の手続がこの法律及びこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

【②特定建築行為の制限】

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）内において、一定の社会福祉施設、学校、医療施設等（制限用途）の建築物の建築（特定建築行為）をしようとする者は、あらかじめ県知事の許可を受けなければならない。

(特定建築行為の制限)

第八十二条 特別警戒区域内において、第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物の建築（既存の建築物の用途を変更して同項各号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七十九条第三項又は都市計画法第三十六条第三項後段の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

(許可の基準)

第八十四条 都道府県知事等は、第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十二条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

- 一 津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - 二 第七十三条第二項第一号の政令で定める用途ごとに政令で定める居室の床面の高さ（当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあっては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ）が基準水位以上であること。
- 2 都道府県知事等は、第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十二条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は前条第三項若しくは第四項の条例の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。
- 一 前項第一号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - 二 次のいずれかに該当するものであることとする基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。
 - イ 居室（共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物にあっては、各戸ごとの居室）の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。
 - ロ 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 3 第七十三条第三項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。
- 4 建築主事を置かない市の市長は、第八十二条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

4.4 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の解除（変更）

県は、以下の事由等により津波浸水想定の見直しを実施した場合には、津波災害特別警戒区域の見直しについて判断し、指定基準を満たさなくなった区域を解除するとともに、指定基準を満たす区域を変更することとする。

- ① 地震等の影響により地形的条件が変化した場合
- ② 新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され減災効果が見込まれる場合
- ③ 津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合

【見直しについて】

基本指針では、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の対応について、「地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、特別警戒区域の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい。」と示されている。

【指定解除（変更）の手続き】

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定解除（変更）の手続きは、津波災害特別警戒区域指定の手続き「図 4-2」に準じる。なお、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定解除（変更）にあたっては、指定解除（変更）の手続き前に、市町村と指定解除（変更）に係る調整を行った上で手続きを行う。

5 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）

津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）のうち特に迅速な避難が困難な区域で、住宅など市町村の条例で定める用途の建築とそのための開発行為に関して、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするために市町村の条例で指定する区域である。

津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、制限用途に住宅等を追加することができ、その追加した制限用途の建築とそのための開発行為に規制がかかることとなる。制限の対象となる用途の施設の立地等に影響を及ぼすため、市町村は、将来的なまちづくりや津波対策の方針等との整合を図りつつ、地域の実情や住民の意向等を十分踏まえて指定に向けた検討を進める必要がある。

高知県津波災害警戒区域等の指定基準

令和3（2021）年3月

発行：高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課

T E L：088-823-9386

M a i l：010201@ken.pref.kochi.lg.jp